

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 佐久市天体観測施設空調設備設置工事 （ 社会教育部 文化振興課 ）
工 事 場 所	佐久市臼田 3 1 1 3 - 1
工 事 概 要	空調設備設置工事 室内機 3 基 新設 室外機 3 基 新設
工 期	契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 管工事の登録があり、その等級格付が B ・ C 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 管工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。
(5) その他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月28日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月29日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（社会教育部 文化振興課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月1日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月2日（金） 午前8時30分から 令和8年10月6日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月8日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月8日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市社会教育部文化振興課（佐久市中込 3056 南棟） TEL. 0267－62－5535（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 佐久市天体観測施設 L E D 照明改修工事 (社会教育部 文化振興課)
工 事 場 所	佐久市臼田 3 1 1 3 - 1
工 事 概 要	L E D 照明改修工事 1 1 8 台 更新
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 15 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。
(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月28日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月29日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（社会教育部 文化振興課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月1日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月2日（金） 午前8時30分から 令和8年10月6日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月8日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月8日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市社会教育部文化振興課（佐久市中込 3056 南棟） TEL. 0267－62－5535（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 佐久市立天来記念館ほか 1 館 L E D 照明改修工事 (社会教育部 文化振興課)
工 事 場 所	佐久市望月 3 0 5 - 2 ほかに 1 館
工 事 概 要	L E D 照明改修工事 天来記念館 3 6 3 台 更新 望月歴史民俗資料館 2 8 9 台 更新
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 15 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 入札日 まで	・ 入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 （本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月28日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・ 電子入札システムにより提出のこと。 ・ 添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 （様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月16日（水）から 入札日 まで	・ 入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問 受付	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月29日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・ 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・ 発注課（社会教育部 文化振興課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月1日（木）以降	・ 発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月2日（金） 午前8時30分から 令和8年10月6日（火） 午後5時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月8日（木） 午後3時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月8日（木） 午前8時30分から	・ 佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・ 最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・ 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市社会教育部文化振興課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－5535（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 佐久市立天来記念館空調設備設置工事 (社会教育部 文化振興課)
工 事 場 所	佐久市望月 3 0 5 - 2
工 事 概 要	空調設備設置工事 室内機 5 基 新設 室外機 3 基 新設
工 期	契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業 種 ご と の 等 級 格 付	・ 管工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建 設 業 許 可 区 分	・ 管工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配 置 技 術 者 の 資 格 等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本 店 等 の 所 在 地	・ 入札参加資格要件（１）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。
(5) そ の 他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 入札日 まで	・ 入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 （本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月28日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・ 電子入札システムにより提出のこと。 ・ 添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 （様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月16日（水）から 入札日 まで	・ 入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問 受付	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月29日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・ 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・ 発注課（社会教育部 文化振興課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月1日（木）以降	・ 発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月2日（金） 午前8時30分から 令和8年10月6日（火） 午後5時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月8日（木） 午後3時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月8日（木） 午前8時30分から	・ 佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・ 最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・ 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市社会教育部文化振興課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－5535（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 佐久市立野沢小学校ベランダ防水改修工事 （ 学校教育部 教育施設課 ）
工 事 場 所	佐久市取出町 4 7 2 - 3
工 事 概 要	野沢小学校ベランダ防水改修工事一式 ベランダ防水改修、ベランダ縦樋ドレン改修 等
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 8 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 建築一式工事の登録があり、その等級格付が B ・ C ・ D ・ E 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあり、かつ、有資格者名簿の地区情報において野沢地区として登録されていること。
(5) その他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月28日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月29日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（学校教育部 教育施設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月1日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月2日（金） 午前8時30分から 令和8年10月6日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月8日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月8日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市学校教育部教育施設課（佐久市中込 3056 南棟） TEL. 0267－62－3491（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 湯沢ため池廃止工事測量設計業務 （ 経済部 耕地林務課 ）
業 務 場 所	佐久市春日 2 2 5 3 - 1 3 0
業 務 概 要	湯沢ため池廃止に伴う測量設計業務 ため池廃止のための詳細設計 N = 1 箇所（池内堆積物処理検討含む） 堤体及び下流既設水路流下能力検証のための測量・水理検討 L = 2 2 0 m
履 行 期 間	契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる①から⑤までの要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- ② 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当していないこと。
- ③ 有資格者名簿の測量業務の「測量一般」部門及び建設コンサルタント業務の「農業土木」部門に登録があること。
- ④ 有資格者名簿において、市内に本店又は支店等として登録されていること。
- ⑤ 本業務の管理技術者及び照査技術者として、入札参加申請日以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係のある次の要件を満たす技術職員を配置できること。（管理技術者と照査技術者の兼務不可）
 - ・管理技術者として、「農業土木」部門の技術士・RCCM・認定技術者の資格を有する者を配置できること。且つ、照査技術者として、建設コンサルタント業務の技術士・RCCM・認定技術者・該当実務経験（20 年以上）の資格を有する者を配置できること。（照査技術者の資格は農業土木部門又は、建設部門（科目指定なし）とする。）

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月28日（月）まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月29日（火）まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロード すること（質問内容がわかるように具体的に記 載すること）。 ・発注課（経済部 耕地林務課）へ持参又は 電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月1日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月2日（金） 午前8時30分から 令和8年10月6日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月8日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月8日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階702会議室
落札者の決定等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「建設コンサルタント登録通知書」 「技術者届」 「技術者等経歴書」 「管理技術者及び照査の資格を証する書類」 「管理技術者及び照査の雇用関係を証する書類」 及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該業務の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- 佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課(問合せ先)

公告の内容	佐久市企画部契約課	(佐久市中込 3056)	TEL. 0267-62-3084(直通)
業務の内容	佐久市経済部耕地林務課	(佐久市中込 3056)	TEL. 0267-62-3247(直通)

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 総合交付金道路事業 市道 6 - 8 1 号線 道路改良工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 上平尾 東大久保 地区
工 事 概 要	道路改良工事（歩道整備） L = 9 9 . 5 m W = 2 . 5 m
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 18 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 （本庁4階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月28日（月）まで （最終日は電子入札システムが 稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 （様式第1号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和8年9月16日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月29日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードす ること（質問内容がわかるように具体的に記載す ること）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入 札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月1日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和8年10月2日（金） 午前8時30分から 令和8年10月6日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和8年10月8日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和8年10月8日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無

効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－3381（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 緊急浚渫推進事業 香坂ダム浚渫工事 (経 済 部 耕 地 林 務 課)
工 事 場 所	佐久市香坂 1 9 8 8 - 2 (香坂ダム地区)
工 事 概 要	浚渫土砂撤去 V = 9 , 7 0 0 m 3
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 17 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 土木一式工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月28日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月16日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月29日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（経済部 耕地林務課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月5日（月）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月8日（木） 午前8時30分から 令和8年10月13日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月15日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月15日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無

効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市経済部耕地林務課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3247（直通）